

# 税金よもやま話

第112回

東京地方税理士会 藤沢支部  
杉田 祐一

## 欠損金の繰戻し還付制度 ～支払った税金が戻ってくる場合があります～

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が解除されてから3カ月以上が経ちました。しかしながら、本コロナ禍は依然として終息の兆しを見せず、中には長期間に渡って業績に影響が出ている方々もいらっしゃると思います。

今回、業績が悪化したまま決算を迎えた場合の欠損金の繰戻し還付制度をご紹介します。この制度を適用することにより、前期に支払った税金の一部が戻ってくる可能性がありますので、この機会にご一読ください。

### 【制度の概要】

前期に黒字だった法人が、当期の業績悪化等で赤字（欠損）となった場合に、前期に納付した法人税（国税）の全部または一部の還付が受けられる制度です。

### 【適用対象法人】

- ①青色申告書を提出していること
- ②資本金の額が1億円以下の法人等であること。※1

### 【適用要件】

- ①還付所得事業年度（以下、前期）及び欠損事業年度（以下、当期）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- ②当期の青色申告書である確定申告書を、その提出期限までに提出していること。
- ③上記②の確定申告書と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること。

### 【計算式】

$$\text{還付金額} = \text{前期の法人税額} \times \frac{\text{当期の欠損金額} \times 2}{\text{前期の所得金額}}$$

### 【計算例】

- ① 前期の法人税額 400万円
- ② 前期の所得金額 1,500万円
- ③ 当期の欠損金額 1,200万円

$$\text{① 400万円} \times \frac{\text{③ 1,200万円}}{\text{② 1,500万円}} = \text{還付金額 320万円}$$

### 【地方税の取り扱い】

法人事業税や法人住民税といった地方税には欠損金の繰戻し還付制度はありません。よって地方税の計算上は、当期の欠損金を翌期以降に繰り越す形となります。※3

### 【適用法人の拡大】

新型コロナウイルス感染症に係る税制上の措置により、

- 資本金1億円超10億円以下の法人※4
- かつ
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額
- ※5については、欠損金の繰戻し還付制度の適用が受けられることとなりました。

### 【新型コロナウイルス感染症に伴う災害損失欠損金の範囲について】

災害等による災害損失欠損金が生じた場合にも、繰戻し還付制度※6の適用が受けられます。なお対象となる災害損失には、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。新型コロナウイルス感染症に関連した災害損失の範囲については、国税庁のFAQで以下のように公表されています。

| 災害損失欠損金に該当する  | 災害損失欠損金に該当しない   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損・施設や備品などを消毒するために支出した費用・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客足が減少したことによる売上減少額・休業期間中に支払う人件費・イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料</li> </ul> |

※1 新型コロナウイルス感染症に係る税制上の措置により、適用対象法人が拡大されました。⇒【適用法人の拡大】を参照ください。  
 ※2 前期の所得金額が限度となります。  
 ※3 住民税については、当該還付法人税額を限度として計算した金額を、その後10年間に於いて住民税の課税標準となる法人税額から控除します。  
 ※4 大規模法人の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除きます。  
 ※5 令和2年7月1日前に確定申告書を提出している場合の還付請求の期限は、令和2年7月31日となります。  
 ※6 災害損失欠損金の繰戻し還付制度は、白色申告法人にも適用され、資本金による制限もありません。制度につきましては、国税庁のHP並びに財務省のリーフレット ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure3.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf)) をご参照ください。

末筆ながら、新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息と、皆様や周囲の方々のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

### 役員への質問

- ①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤住んでいる市町村の良いところを1つ挙げてください。
- ①藤沢北東支部、広報委員 ②ちびっこ保育園 ③島田博之 ④保育園運営 ⑤地元愛にあふれている